

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、生活系排水対策として合併処理浄化槽を設置する事業(以下「事業」という。)を行う者に対し、補助金を交付することについて伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、同法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上の機能及び放流水のBODが20ミリグラムパーリットル(日間平均値)以下とする機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽とみなされたもので、既に設置されているし尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 宅内配管 便所、台所、洗面所、風呂等から合併処理浄化槽への流入管及びそのまです並びに合併処理浄化槽から道路側溝その他の放流先までの放流管及びそのまをいう。
- (4) 住宅 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)(以下「処理対象人員算定基準」という。)の表に規定する住宅をいう。

(対象となる事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に該当することなく、既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所に代わって合併処理浄化槽を設置するものであること。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅に設置するものであること。
- (3) やむを得ない場合を除き、1年以内に便所、台所、風呂等と合併処理浄化槽の間及び合併処理浄化槽と放流先の間を管きよで接続するものであること。
- (4) 他の予算制度に基づき国県市の補償又は補助を受けていないものであること。
- (5) 本市域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項に基づき策定された事業計画の予定処理区域を除く地域で行うものであること。
- (6) 浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。この場合の処理対象人員は、処理対象人員算定基準の規定により算定する。
- (7) 合併処理浄化槽を設置する建物が販売目的のものではないこと。

(交付の対象者)

第4条 交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認め

るときは、この限りでない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出が受理された者であること。
- (2) 伊勢原市下水道条例（昭和48年伊勢原市条例第4号）第32条第1項の許可を得た者でないこと。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 交付を申請する年度内に補助金の申請及び市の実施する完了検査を受検することができる者であること。
- (5) 合併処理浄化槽の適正かつ継続的な維持管理ができる者であること。
- (6) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所について、原則、撤去又は廃棄する者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽を設置する者が事業に要した費用のうち、浄化槽本体の購入及びその据付工事に要した費用で予算の範囲内の金額とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を上限とする。

人槽区分	金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所に代わって合併処理浄化槽を設置する事業の補助金の額は、前項に定める補助金の額に宅内配管の設置に要した費用（330,000円を超える場合は、330,000円とする。）を加えた金額とすることができる。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に規則第5条の規定により、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 設置場所案内図
- (4) 浄化槽法第5条第2項に規定された所要の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (5) 浄化槽工事業又は特例浄化槽工事業を証する書面の写し
- (6) 浄化槽設備士免状の写し（昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しを含む。）
- (7) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所の使用が確認できる書面
- (8) 配置配管図
- (9) 建築平面図
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者が借家人又は借地人であるときは、前項に規定するもののほか合併処理浄化槽

を設置することについて借家権又は借地権の設定者（当該設定者が所有権者でない場合は、所有権者も含む。）の承諾を証する書面を添付しなければならない。

（補助事業の認定）

第7条 市長は前条の規定により申請があった場合は、当該申請書その他書類を審査し、補助事業と認めることの可否について伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業認定（変更認定）通知書（第4号様式。以下「補助事業認定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 補助事業の認定を受けた者は、合併処理浄化槽の設置工事に着手する前に、事業着手届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業の認定を受けた後で事業に変更が生じた場合、申請者は、速やかに伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業変更申請書（第6号様式）を市長に提出し、その変更について認定を受けなければならない。この場合の当該変更に係る認定については、前項の規定を準用する。

（完了報告）

第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けた者は、当該事業完了後、速やかに合併処理浄化槽設置完了届（第7号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第8号様式）

(2) 登録浄化槽管理票（C票）

(3) 浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し

(4) 浄化槽法第7条及び同法第11条に定める検査を依頼したことを証する書類の写し

(5) 施工写真

(6) 浄化槽設備士によるチェックリスト（第9号様式）

(7) 補助事業認定通知書の写し

(8) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所の撤去作業工程等写真

(9) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取便所の撤去に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第9条 市長は、前条の完了報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、遅滞なく合併処理浄化槽の設置状況の検査を行うものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の完了検査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書（第10号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付請求書（第11号様式）に交付決定通知書の写しを添付し、請求するものとする。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くように適正な維持管理をするよう努めなければならない。

(報告)

第13条 市長は、補助対象となった合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は10年とし、同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は合併処理浄化槽（第5条第2項の適用がある場合は、宅内配管も含む。）とする。ただし、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(特例措置)

第15条 市長は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、大山地区で旅館又は飲食店を営む者が、観光地における公共用水域の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽を設置しようとする場合は、予算の範囲内で次の表の補助金の額を交付することができる。ただし、既に合併処理浄化槽を設置しており、旅館又は飲食店からの排水を同浄化槽にて処理している場合は除く。

人槽区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6人槽、7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円
11人槽～20人槽	600,000円
21人槽～30人槽	650,000円
31人槽～40人槽	700,000円
41人槽～50人槽	750,000円
51人槽～	次の式により算出する（上限1,500,000円）。 750,000円 + (A - 50) * 10,000円 ※Aは設置する合併処理浄化槽の人槽の大きさ

2 前項に規定する補助金の交付については、第6条から前条までの規定を準用する。この場合において、建築基準法第6条第1項に規定する行為に伴って合併処理浄化槽を設置する者に前項を適用するときは、第6条第1項第4号中「浄化槽法第5条第2項に規定された所要の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し」とあるのは「建築確認通知書の写し等（人槽の分かるもの）」と読み替えるものとし、同項第8号に規定する書面は省略することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 10 年度内に工事に着手し、当該工事の完了が平成 11 年度に至るものにあつては、なお従前の例による。

3 改正後の第 5 条の規定は、平成 11 年度以降に工事着手するものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定により合併処理浄化槽の設置工事に着手し、当該工事の完了が平成 12 年度に至るものにあつては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降に申請があつたものから適用し、同日前に申請があつたものについては、なお従前の例による。

3 平成 12 年 3 月 17 日以前に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 5 条第 1 項に基づく設置の届出が受理され、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認が受け付けられた人槽の認定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者で施行日以後に当該設置工事を完了し、合併処理浄化槽の使用を開始したものについての第 5 条、第 6 条（第 14 条第 3 項の規定により準用される場合を含む。）及び第 14 条の規定の適用については、第 5 条第 1 項中「設置しようとする」とあるのは「設置した」と、同条第 2 項中「設置替えとなる」とあるのは「設置替えとなった」と、第 6 条第 1 項中「工事に着手する前に」とあるのは「工事完了後速やかに」と、第 14 条

第1項中「設置しようとする」とあるのは「設置した」と、同条第2項中「設置替えとなる」とあるのは「設置替えとなった」とし、施行日から起算して6箇月以内にその者が補助金の交付の申請をした場合に補助金を交付することができるものとする。

- 3 前項に規定する者がこの告示よる改正前の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により既に補助金を交付された合併処理浄化槽の設置工事について補助金の交付を受けようとする場合は、旧要綱の規定により交付された補助金は、改正後の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により既に認定通知を交付された合併処理浄化槽の設置工事について補助金の交付を受けようとする場合は、旧要綱の規定による。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日告示第171号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年2月27日告示第14号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第49号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第62号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第79号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第53号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第48号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月24日告示第27号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（自署）

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

なお、同要綱第4条第3号の規定による市税に滞納がないことの確認のため、納税状況の調査に同意します。

1 申請金額	円
2 補助事業の名称	合併処理浄化槽設置整備事業
3 補助事業の目的及び内容	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を行う。

備考 市税に滞納がないことの確認に同意しない場合、該当の記述を二重線で消すこと。そのときは、本申請に、本市の市税の滞納がないことが分かるものを提示すること。

事業計画書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

次のとおり提出します。

浄化槽 工事業者等	住所（所在地）			
	浄化槽工事を 営む営業所の 名 称	電話番号		
	担当浄化槽設 備士の氏名			
合併処理 浄化槽	設 置 場 所	伊勢原市		
	製 造 者			
	処 理 能 力			
	型 式			
	全国合併処理浄化槽 普及促進協議会	登 録 番 号		
		登録の有効期限		
	事 業 着 手 予 定 年 月 日			
事 業 完 了 予 定 年 月 日				
建 物	用 途			
	敷 地 面 積			
	建 築 面 積		二世帯住宅該当の有無	
	延べ床面積		有 ・ 無	
	建物の所有権	有・無	土地の所有権	有・無
既存の単独 処理浄化槽 又はくみ取 便所	撤去の有無	有・無	使用年数	
	入替えの事由			
備 考				

収 支 予 算 書

（合併処理浄化槽設置関係）

1 収入の部

項目	予算額
本 補 助 金	円
本補助金以外の補償又は補助金	円
自 己 資 金	円
合 計	円

2 支出の部

項目	予算額
合併処理浄化槽の本体価格	円
合併処理浄化槽本体の 据 付 工 事 費	円
宅内配管の設置に要した費用	円
既存単独処理浄化槽又は既存 くみ取便所の撤去に要した費用	円
そ の 他 費 用	円
合 計	円

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業認定(変更認定)通知書

伊 第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで提出のあった交付申請書（変更申請書）について、次のとおり通知します。

認定の可否	<input type="checkbox"/> 以下のとおり認定します。	<input type="checkbox"/> 次の理由により認定しません。 (理由)
-------	---------------------------------------	--

合併処理 浄化槽	設置場所	伊勢原市
	製造者	
	処理能力	
	型式	
浄化槽 工事業者等	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
	担当浄化槽 設備士氏名	
指示事項	・ 工事の着手は、この通知書の到達日以降とすること。 ・ 工事に着手する際は、あらかじめ市長に事業着手届を提出すること。 ・ 事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出すること。	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

(事務担当は、)

事業着手届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり届け出ます。

1 補助事業の名称	合併処理浄化槽設置整備事業
2 施工場所	伊勢原市
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助事業変更申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 _____

申請者氏名 _____

年 月 日付けで事業認定のありましたこのことについて、次のとおり変更が生じたので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

変更する事項及びその理由		
合併処理 浄化槽	設 置 場 所	伊勢原市
	製 造 者	
	処 理 能 力	
	型 式	
	全国合併処理浄化槽 普及促進協議会 登 録 番 号	
	登 録 の 有 効 期 限	
浄 化 槽 工 事 業 者 等	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
	担 当 浄 化 槽 設 備 士 氏 名	
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 浄化槽工事業を証する書面の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状の写し <input type="checkbox"/> 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し (昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者に限る。)	

合併処理浄化槽設置完了届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

次のとおり合併処理浄化槽設置整備事業を完了したので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽の
設置場所

伊勢原市

事業着手年月日

年 月 日

事業完了年月日

年 月 日

添付資料

- 収支決算書（第8号様式）
- 登録浄化槽管理票（C票）
- 浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し
- 浄化槽法第7条及び同法第11条に定める検査を依頼したことを証する書類の写し
- 施工写真
- 浄化槽設備士によるチェックリスト（第9号様式）
- 補助事業認定（変更認定を含む）通知書の写し
- 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所撤去作業工程等写真
- 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所撤去に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- その他市長が必要と認める書類（ ）

収 支 決 算 書

（合併処理浄化槽設置関係）

1 収入の部

項目	決算額
本 補 助 金	円
本補助金以外の補償又は補助金	円
自 己 資 金	円
合 計	円

2 支出の部

項目	決算額
合併処理浄化槽の本体価格	円
合併処理浄化槽本体の 据 付 工 事 費	円
宅内配管の設置に要した費用	円
既存単独処理浄化槽又は既存 くみ取便所の撤去に要した費用	円
そ の 他 費 用	円
合 計	円

チェックリスト

設置場所	伊勢原市
設置者	

No	検査項目	チェックポイント	欄
1	流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚水や汚物の停滞がないか。	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4	ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な「ます」が設置されているか。	
5	流入管きよ、放流導きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
11	ばっ気装置、逆先装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いてないか。	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
		ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプの固定が十分行われているか。	
		ポンプの取りはずしが可能か。	
14	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
		固定が十分行われているか。	
		アースがなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	

上記のとおり確認したことを証します。

令和 年 月 日

担当浄化槽設備士名

（浄化槽設備士免状の交付番号

）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付けで提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 交 付 金 額 _____ 円
- 2 補助事業の名称 合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 交付決定の内容 合併処理浄化槽の設置
- 4 交 付 条 件 伊勢原市補助金等の交付規則第7条第1項に規定する条件

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

（事務担当は、 ）

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付請求書

年 月 日

伊 勢 原 市 長 殿

住所

請求者氏名



年 月 日付け伊勢原市指令()第 号により交付決定のあり
ましたこのことにつき、次のとおり補助金を請求します。

- 1 補助金の請求額 _____ 円
- 2 補助事業の名称 合併処理浄化槽設置整備事業
- 3 添付書類 補助金交付決定通知書の写し
- 4 振込金融機関

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義人
	1 普通		申請者及び請求者 名と同じ
支店(支所)	2 当座		